

特定技能制度の施行状況について

令和元年5月
出入国在留管理庁

1 新たな外国人材受入れ制度概要(①在留資格について).....	1
2 新たな外国人材受入れ制度概要(②受入れ機関と登録支援機関について)	2
3 支援計画の概要①.....	3
4 支援計画の概要②.....	4
5 特定技能外国人の受入れに関する政省令の骨子.....	5
6 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の概要.....	6
7 分野別方針について(14分野)	7
8 特定技能外国人受入れに関する運用要領について.....	8
9 「特定技能」に係る試験の方針について.....	9
10 「特定技能」において新設する試験について.....	10
11 「特定技能」に関する二国間取決め(MOC)の概要.....	11
12 特定技能外国人の大都市圏その他特定地域への集中防止策.....	12
13 大都市圏その他特定地域への集中防止策に係る主な実績.....	13
14 特定技能における分野別の協議会について.....	14
15 協議会の設置状況について.....	15
16 広報活動(HP, リーフレット, 地方説明会等)の状況.....	16

- **特定技能 1 号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験が必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能 2 号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野：介護，ビルクリーニング，素形材産業，産業機械製造業，電気・電子情報関連産業，
(14 分野) 建設，造船・舶用工業，自動車整備，航空，宿泊，農業，漁業，飲食物品製造業，外食業

(特定技能 2 号は下線部の 2 分野のみ受入れ可)

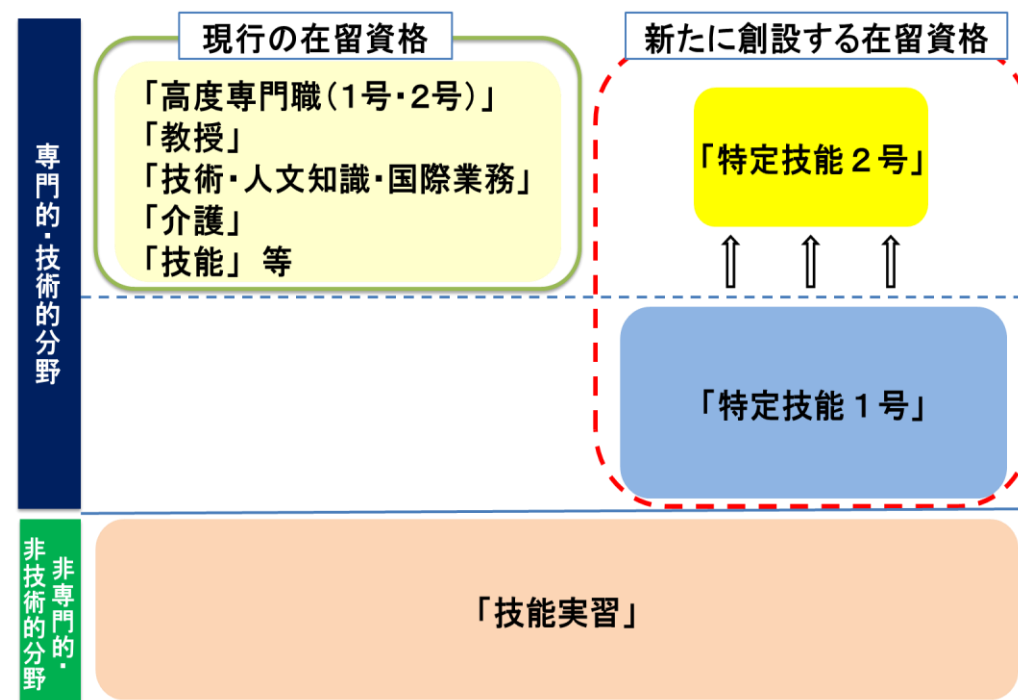
特定技能 1 号のポイント

- 在留期間：1 年，6 か月又は 4 か月ごとの更新，**通算で上限 5 年**まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習 2 号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習 2 号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**

特定技能 2 号のポイント

- 在留期間：3 年，1 年又は 6 か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- **家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者，子）**
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】



受入れ機関について

1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
- ② 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
- ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

2 受入れ機関の義務

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
- ② 外国人への支援を適切に実施
→ 支援については、登録支援機関に委託も可。
全部委託すれば1③も満たす。
- ③ 出入国在留管理庁への各種届出

（注）①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。

登録支援機関について

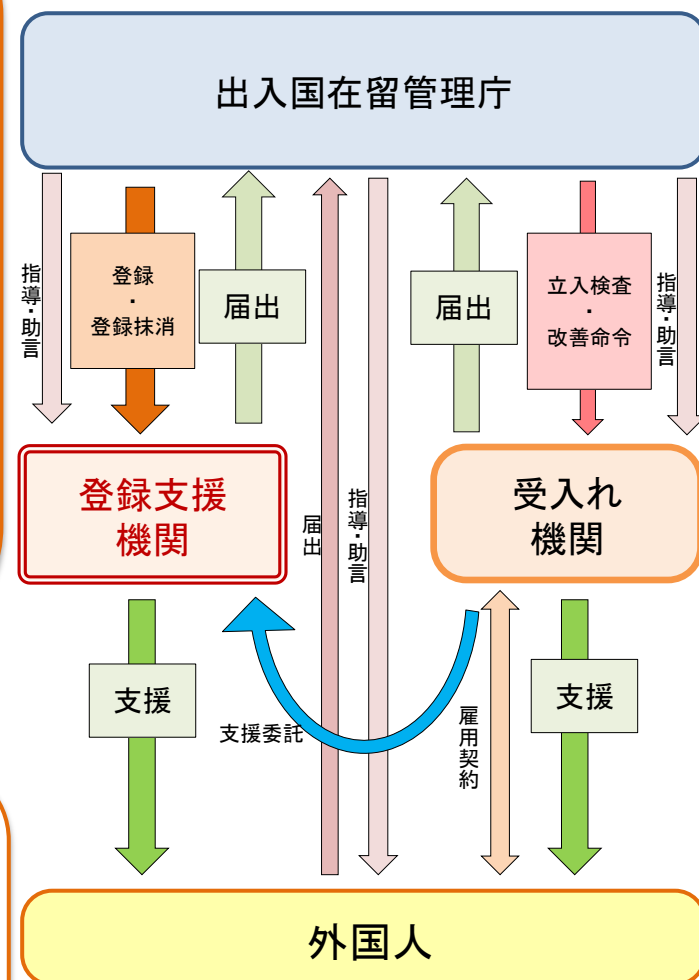
1 登録を受けるための基準

- ① 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）

2 登録支援機関の義務

- ① 外国人への支援を適切に実施
- ② 出入国在留管理庁への各種届出

（注）①②を怠ると登録を取り消されることがある。



ポイント

- 受入れ機関は、1号特定技能外国人に対して「特定技能1号」の活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画（1号特定技能外国人支援計画。以下「支援計画」という。）を作成し、当該計画に基づき支援を行わなければならない。

※特定技能2号については、支援義務がない。

■ 支援計画の作成

- ・受入れ機関は、在留諸申請(※)に当たり、支援計画を作成し、当該申請の際にその他申請書類と併せて提出しなければならない。
- ※ 特定技能1号に関する在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請等

■ 支援計画の主な記載事項

- ・職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援として必要であるとして省令で定められた10項目（4ページ参照）の実施内容・方法等
- ・支援責任者及び支援担当者の氏名及び役職等
- ・支援の実施を契約により他の者に委託する場合の当該他の者の氏名及び住所等
- ・登録支援機関（登録支援機関に委託する場合のみ）

■ 支援計画実施の登録支援機関への委託

- ・受入れ機関は、支援計画の全部又は一部の実施を他の者に委託することができる（支援委託契約を締結）。
- ・受入れ機関が支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合には、外国人を支援する体制があるものとみなされる。
- ・登録支援機関は、委託を受けた支援業務の実施を更に委託することはできない。（支援業務の履行を補助する範囲で通訳人などを活用することは可能）

支援計画の概要②



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

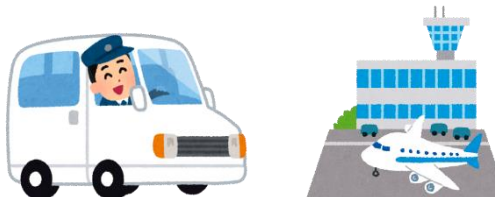
①事前ガイダンス

・雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援(人員整理等の場合)

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報



1 新設した省令(2省令)

① 特定技能基準省令

- 受入れ機関が外国人と結ぶ雇用契約が満たすべき基準
 - ・ 報酬額が日本人が従事する場合の額と同等以上であること
 - ・ 一時帰国を希望した場合、休暇を取得させるものとしていること
 - ・ 外国人が帰国旅費を負担できないときは、受入れ機関が負担するとともに契約終了後の出国が円滑になされる措置を講ずることとしていること など
 - 受入れ機関自体が満たすべき基準
 - ・ 労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
 - ・ 1年以内に特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないこと
 - ・ 1年以内に受入れ機関の責めに帰すべき事由により行方不明者を発生させていないこと
 - ・ 欠格事由(5年以内に出入国・労働法令違反がない等)に該当しないこと
 - ・ 報酬を預貯金口座への振込等により支払うこと
 - ・ 中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績があり、かつ、役職員の中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること(兼任可等)(*)
 - ・ 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を有していること(*)
 - ・ 支援責任者等が欠格事由に該当しないこと(*) など
- (注)上記のうち*を付した基準は、登録支援機関に支援を全部委託する場合には不要

○ 支援計画が満たすべき基準

※ 基本方針記載の支援の内容を規定

② 分野省令

- 受入れ分野、技能水準
- ※分野別運用方針を反映させた形で規定

2 既存の省令の改正(2省令)

① 上陸基準省令

- 外国人本人に関する基準
 - ・ 18歳以上であること
 - ・ 健康状態が良好であること
 - ・ 保証金の徴収等をされていないこと
 - ・ 送出し国で遵守すべき手続が定められている場合は、その手続を経ていること
 - ・ 特定技能1号:必要な技能水準及び日本語能力水準
(注) 技能実習2号を良好に修了している者は試験を免除
 - ・ 特定技能2号:必要な技能水準 など

② 出入国管理及び難民認定法施行規則

- 登録支援機関の登録に関する規定等
 - ・ 支援責任者及び支援担当者が選任されていること(兼任可)
 - ・ 中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績があること等
 - ・ 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を有していること など
- 受入れ機関の届出事項等
- その他
 - ・ 特定技能1号の在留期間は通算で5年
 - ・ 1回当たりの在留期間(更新可能)は、
特定技能1号 1年、6か月又は4か月
特定技能2号 3年、1年又は6か月 など

(注) 特定技能外国人の受入れに関する政令としては、登録支援機関の登録手数料額(登録時2万8,400円,更新時1万1,100円),登録支援機関の登録拒否事由に関する規定の整備

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の概要

特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るために定める特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（改正出入国管理及び難民認定法第2条の3）

1 制度の意義に関する事項

中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築

2 外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する事項

➤特定技能外国人を受け入れる分野

生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）

➤人材が不足している地域の状況に配慮

大都市圏その他の特定地域に過度に集中して就労することとならないよう、必要な措置を講じるよう努める

➤受入れ見込み数 分野別運用方針に向こう5年間の受入れ見込み数を記載

3 求められる人材に関する事項

（※）分野所管行政機関が定める試験等で確認

	特定技能1号	特定技能2号
技能水準	相当程度の知識又は経験を必要とする技能（※）	熟練した技能（※）
日本語能力水準	ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度を基本とし、業務上必要な日本語能力（※）	—
在留期間	通算で5年を上限	在留期間の更新が必要
家族の帯同	基本的に不可	可能

4 関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項

➤国内における取組等 法務省、厚生労働省等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底

➤国外における取組等 保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる

➤人手不足状況の変化等への対応

○分野所管行政機関の長は、特定産業分野における人手不足の状況について継続的に把握。人手不足状況に変化が生じたと認められる場合には、制度関係機関及び分野所管行政機関は今後の受入れ方針等について協議。必要に応じて関係閣僚会議において、分野別運用方針の見直し、在留資格認定証明書の交付の停止又は特定産業分野を定める省令から当該分野の削除の措置を検討

○向こう5年間の受入れ見込み数は、大きな経済情勢の変化が生じない限り、本制度に基づく外国人受入れの上限として運用

➤治安上の問題が生じた場合の対応

特定技能外国人の受入れにより、行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう、制度関係機関及び分野所管行政機関は、情報の連携及び把握に努めるとともに、必要な措置を講じる

5 制度の運用に関する重要事項

➤1号特定技能外国人に対する支援

生活オリエンテーション、生活のための日本語習得の支援、外国人からの相談・苦情対応、外国人と日本人との交流の促進に係る支援
転職する際にハローワークを利用する場合には、ハローワークは希望条件、技能水準、日本語能力等を把握し適切に職業相談・紹介を実施

➤雇用形態 フルタイムとした上で、原則として直接雇用。特段の事情がある場合、例外的に派遣を認めるが、分野別運用方針に明記

➤基本方針の見直し 改正法施行後2年を目途として検討を加え、必要があれば見直し

分野別方針について(14分野)

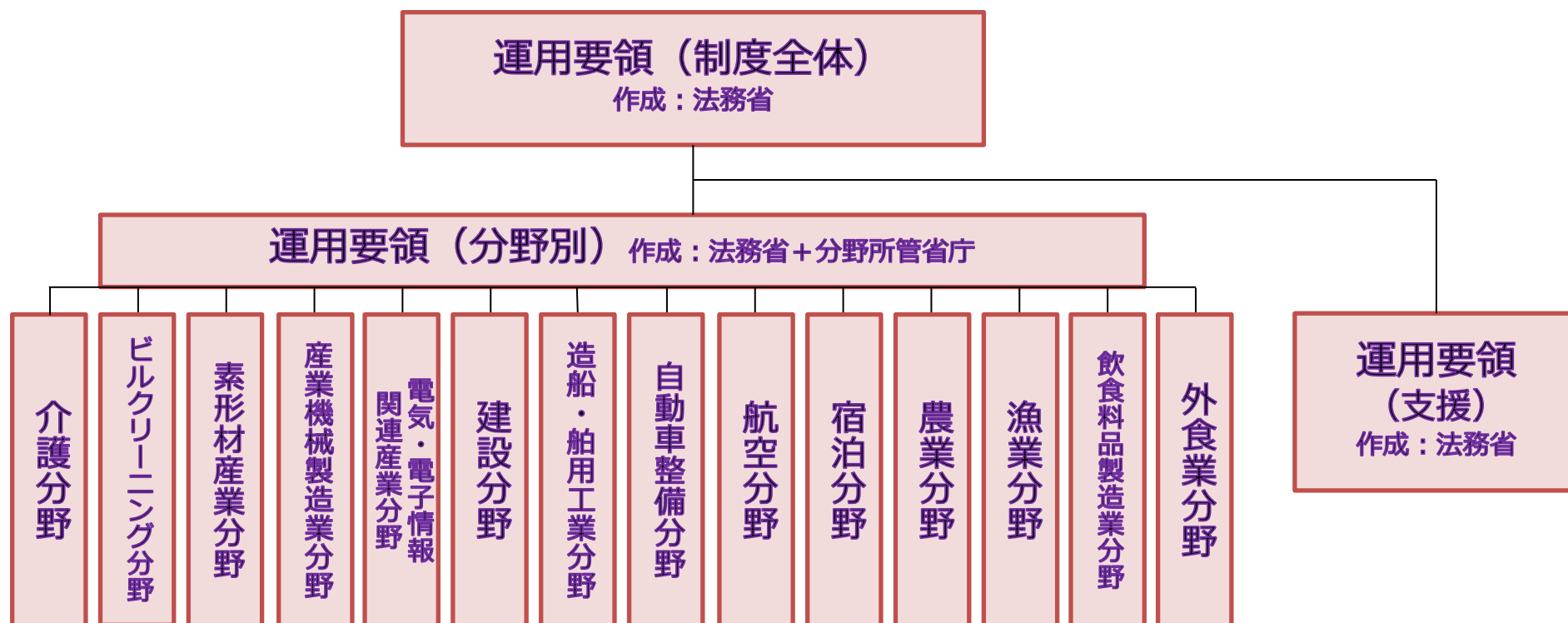
	分野	1 人手不足状況 (5年間の最大値)	2 人材基準		3 その他重要事項	
		受入れ見込数	技能試験	日本語試験	従事する業務	雇用形態
厚労省	介護	60,000人	介護技能評価試験(仮) 【新設】等	日本語能力判定テスト(仮)等 (上記に加えて) 介護日本語評価試験(仮)等	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外 〔1試験区分〕	直接
	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・建築物内部の清掃 〔1試験区分〕	直接
経産省	素形材産業	21,500人	製造分野特定技能1号評価試験(仮)【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・鍛造 ・鍛造 ・ダイカスト ・機械加工 ・金属プレス加工 ・工場板金 ・めっき ・アルミニウム陽極酸化処理 ・仕上げ ・機械検査 ・機械保全 ・塗装 〔13試験区分〕	直接
	産業機械製造業	5,250人	製造分野特定技能1号評価試験(仮)【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・鍛造 ・鍛造 ・ダイカスト ・機械加工 ・塗装 ・鉄工 ・工場板金 ・めっき ・電気機器組立て ・溶接 ・プリント配線板製造 ・工業包装 ・機械保全 ・プラスチック成形 ・電子機器組立て・金属プレス加工 〔18試験区分〕	直接
	電気・電子情報関連産業	4,700人	製造分野特定技能1号評価試験(仮)【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・機械加工 ・金属プレス加工 ・工場板金 ・めっき ・仕上げ ・機械保全 ・電子機器組立て ・塗装 ・プリント配線板製造 ・工業包装 ・プラスチック成形 〔13試験区分〕	直接
	建設	40,000人	建設分野特定技能1号評価試験(仮) 【新設】等	日本語能力判定テスト(仮)等	・型枠施工 ・左官 ・コンクリート圧送 ・トンネル推進工 ・建設機械施工 ・土工 ・屋根ふき ・電気通信 ・鉄筋施工 ・鉄筋継手 ・内装仕上げ／表装 〔11試験区分〕	直接
国交省	造船・船用工業	13,000人	造船・船用工業分野特定技能1号試験(仮) 【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・溶接 ・塗装 ・鉄工 ・仕上げ ・機械加工 ・電気機器組立て 〔6試験区分〕	直接
	自動車整備	7,000人	自動車整備特定技能評価試験 【新設】等	日本語能力判定テスト(仮)等	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備 〔1試験区分〕	直接
	航空	2,200人	航空分野技能評価試験(空港グランドハンドリング又は航空機整備) 【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) 〔2試験区分〕	直接
	宿泊	22,000人	宿泊業技能測定試験(仮) 【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供 〔1試験区分〕	直接
農水省	農業	36,500人	農業技能測定試験(耕種農業全般又は畜産農業全般)(仮) 【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) 〔2試験区分〕	直接 派遣
	漁業	9,000人	漁業技能測定試験(漁業又は養殖業)(仮) 【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理・収穫(種)・処理、安全衛生の確保等) 〔2試験区分〕	直接 派遣
	飲食品製造業	34,000人	飲食品製造業技能測定試験(仮) 【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・飲食品製造業全般(飲食品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生) 〔1試験区分〕	直接
	外食業	53,000人	外食業技能測定試験(仮) 【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) 〔1試験区分〕	直接
	分野	3 その他重要事項				
		受入れ機関に対して特に課す条件				
厚労省	介護	・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・事業所単位での受入れ人数の設定				
	ビルクリーニング	・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること				
経産省	素形材産業	・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと				
	産業機械製造業	・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと				
	電気・電子情報関連産業	・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと				
国交省	建設	・外国人の受入れに関する建設業者団体に所属すること ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・建設業法の許可を受けていること ・日本人と同等以上の報酬を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行う契約を締結していること ・雇用契約に係る重要事項について、母国語で書面を交付して説明すること ・受入れ建設企業単位での受入れ人数の設定 ・報酬等を記載した「建設特定技能受入計画」について、国交省の認定を受けること ・国交省等により、認定を受けた「建設特定技能受入計画」を適正に履行していることの確認を受けること ・特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること 等				
	造船・船用工業	・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること				
	自動車整備	・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件等を満たす登録支援機関に委託すること ・道路運送車両法に基づく認証を受けた事業場であること				
	航空	・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・空港管理規則に基づく構内営業承認等を受けた事業者又は航空法に基づく航空機整備等に係る認定事業場であること				
	宿泊	・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・「旅館・ホテル営業」の許可を受けた者であること ・風俗営業関連の施設に該当しないこと ・風俗営業関連の接待を行わせないこと				
農水省	農業	・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、協議会に対し必要な協力を行う登録支援機関に委託すること ・労働者を一定期間以上雇用した経験がある農業経営体であること				
	漁業	・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・農水省が組織する協議会において協議が調った措置を講じること ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、分野固有の基準に適合している登録支援機関に限ること				
	飲食品製造業	・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと				
	外食業	・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・風俗営業関連の営業所に就労させないこと ・風俗営業関連の接待を行わせないこと				
* 2019年4月1日から制度の運用を開始予定						

内 容

- 特定技能制度の適正な運用を確保するため、法律・規則等の解釈を示すとともに、用語の解説や制度運用上の留意事項を明らかにしたもの。
- 参考様式として、在留資格「特定技能」に係る在留諸申請や登録支援機関の登録申請に添付する立証資料、各種届出等で使用する書式等を掲載。

イメージ

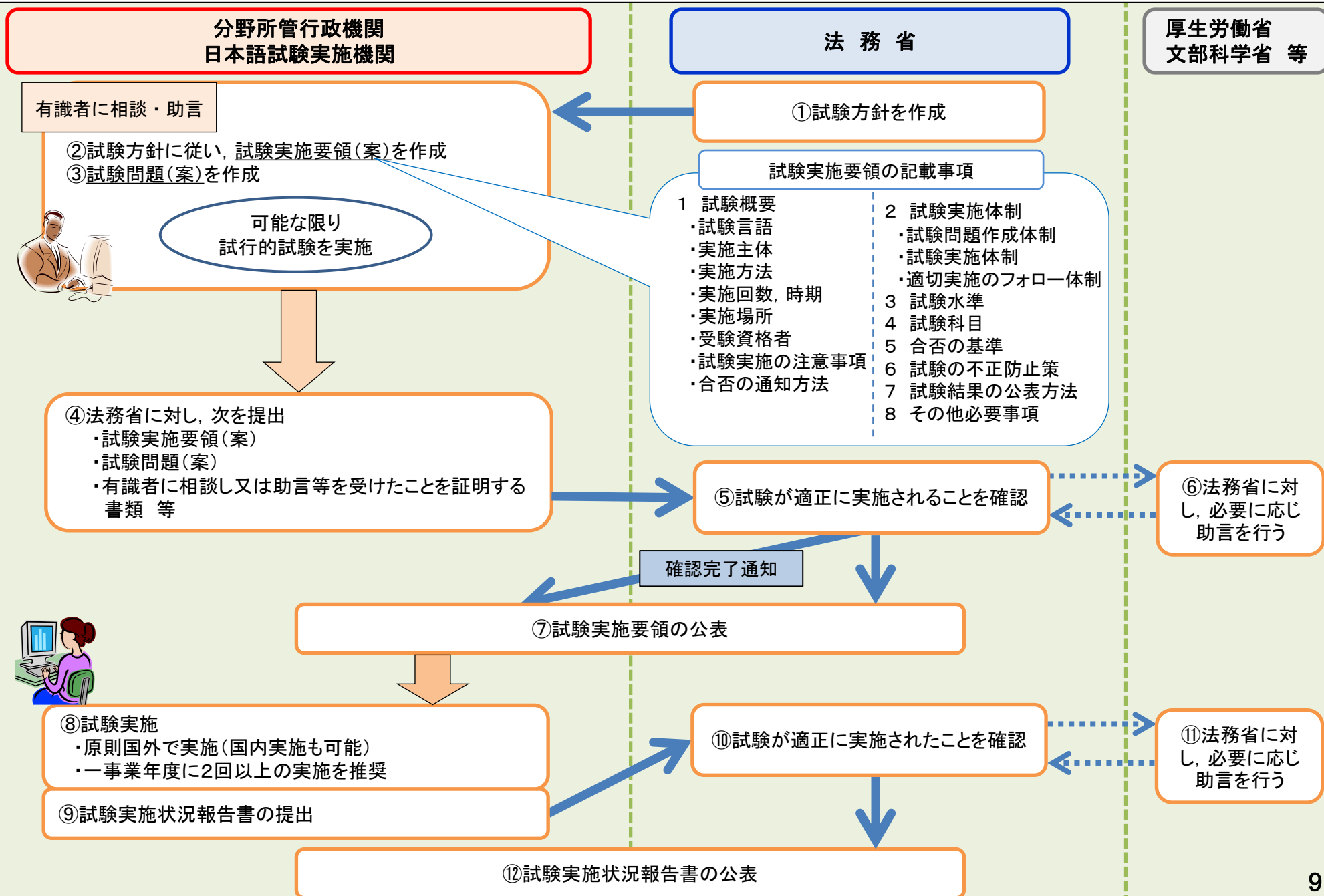
特定技能外国人受入れに関する運用要領



（注）参考様式のうち特定技能外国人が自ら署名を行う書式については、特定技能外国人の送出しが想定される各国の言語に翻訳する。

「特定技能」に係る試験の方針について

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」(平成30年12月25日閣議決定)に基づき、試験の適正な実施を確保するための試験の方針(試験方針)を法務省において定めるもの。



「特定技能」において新設する試験について

	分野	試験名称(仮称) (実施主体(決定している場合))	国外実施時期・予定時期	国内実施時期・予定時期 (実施場所(決定している場合))
日本語	(14分野共通)	国際交流基金日本語基礎テスト ((独)国際交流基金)	2019年4月13, 14日に実施済み(フィリピン) 2019年5月25, 26, 27日に実施済み(フィリピン) 2019年6月15, 16, 22, 23, 24日(フィリピン) ※総合的対応策に基づき実施予定(平成31年度中)	-
	介護	介護日本語評価試験	2019年4月13, 14日に実施済み(フィリピン) 2019年5月25, 26, 27日に実施済み(フィリピン) 2019年6月15, 16日(フィリピン) 2019年6月22, 23, 24日(フィリピン) 2019年7月1~4日, 8~11日(フィリピン) ※試験実施予定については、上記日本語基礎テストと同様	検討中
厚労省	介護	介護技能評価試験	2019年4月13, 14日に実施済み(フィリピン) 2019年5月25, 26, 27日に実施済み(フィリピン) 2019年6月15, 16日(フィリピン) 2019年6月22, 23, 24日(フィリピン) 2019年7月1~4日, 8~11日(フィリピン) ※試験実施予定については、上記日本語基礎テストと同様	検討中
	ビルクリーニング	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験 ((公社)全国ビルメンテナンス協会)	2019年秋以降	2019年秋以降
経産省	素形材産業			
	産業機械製造業	製造分野特定技能1号評価試験	2019年度中	未定
	電気・電子情報関連産業			
国交省	建設	建設分野特定技能1号評価試験 (特定技能外国人受入事業実施法人)	2019年度中	未定
	造船・船用工業	造船・船用工業分野特定技能1号評価試験 ((一財)日本海事協会)	2019年度中	2019年度中
	自動車整備	自動車整備分野特定技能評価試験 ((一社)日本自動車整備振興会連合会)	2019年度中	未定
	航空	航空分野特定技能評価試験(空港グランドハンドリング) ((公社)日本航空技術協会)	2019年度中	2019年度中
		航空分野特定技能評価試験(航空機整備) ((公社)日本航空技術協会)	2019年度中	未定
	宿泊	宿泊業技能測定試験 ((一社)宿泊業技能試験センター)	2019年度秋頃	2019年4月14日に実施済み(札幌, 仙台, 東京, 名古屋, 大阪, 広島, 福岡) 2019年秋頃に第2回試験実施予定
農水省	農業	農業技能測定試験(耕種農業全般) ((一社)全国農業会議所)	2019年10月以降	2019年10月以降
		農業技能測定試験(畜産農業全般) ((一社)全国農業会議所)	2019年10月以降	2019年10月以降
	漁業	漁業技能測定試験(漁業) ((一社)大日本水産会)	2019年秋以降	未定
		漁業技能測定試験(養殖業) ((一社)大日本水産会)	2019年秋以降	未定
	飲食料品製造業	飲食料品製造業技能測定試験 ((一社)外国人食品産業技能評価機構)	2019年10月以降	2019年10月以降
	外食業			
		外食業技能測定試験 ((一社)外国人食品産業技能評価機構)	2019年度秋頃	2019年4月25, 26日に実施済み(東京, 大阪) 2019年6月24日(札幌, 仙台, 岡山), 27日(東京, 名古屋, 大阪), 28日(東京, 名古屋, 福岡)で実施予定。

(注1) 令和元年5月28日現在

(注2) 日本語については、「日本語能力試験(JLPT)」(N4以上)も活用(国内・海外: 7月7日, 12月1日(海外実施都市によってはいずれかのみの実施))

総合的対応策（施策番号100番）

新たな在留資格について、平成31年から外国人材の送出しが想定される日本語試験を実施する9か国（ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル）との間で、同年3月までに、悪質な仲介事業者の排除を目的とし、情報共有の枠組みの構築を内容とする二国間取決めのための政府間文書の作成を目指す〔外務省、法務省、厚生労働省、警察庁〕

MOCのポイント

○ 情報共有

特定技能外国人の円滑かつ適正な送出し・受入れの確保等のために必要又は有益な情報を速やかに共有する。
この情報には、特定技能外国人に係る求人・求職に関与する両国内の機関による以下の行為に関する情報を含む。

- ・ 保証金の徴収、違約金の定め、人権侵害行為、偽変造文書等の行使及び費用の不当な徴収 など

○ 問題是正等のための協議

定期又は随時に協議を行い、本制度の適正な運用のために改善が必要と認められる問題の是正に努める。

署名・交渉状況

- 署名済み：フィリピン（3/19）、カンボジア（3/25）、ネパール（3/25）、ミャンマー（3/28）
モンゴル（4/17）
- 実質合意：ベトナム、中国、インドネシア、タイ

分野横断的な取組

【特定地域への集中状況の適切な把握】

- 法務省による分野別・地域別の受入れ数の把握，定期的な公表

【地方定着促進のための各種支援措置】

- 一元的相談窓口の整備の支援
- 外国人の受入れに係る地方公共団体が行う先導的な取組に対する地方創生推進交付金による支援
- 地方で就労することのメリットの周知（家賃，生活費が安いこと等）
- 外国人を地方で定着させるノウハウの周知（処遇，住宅支援，生活支援等），優良事例の周知
- 地方の技能実習生が地方に定着するよう，技能実習から引き続き同一企業等に雇用される場合の在留資格審査において，審査資料の一部を省略することによる特定技能への円滑な移行

各分野の所管省庁及び分野別協議会における取組

【特定地域への集中状況の適切な把握】

- 各分野の所管省庁，分野別の協議会による人手不足の状況等の把握

【地方定着促進のための各種支援措置】

- 人手不足状況，受入れ状況等を踏まえ，取組に地域差が生じないように，本制度の趣旨のほか上記の地方定着促進のための各種支援措置についても周知するなど，地域ごとに偏りのない受入れに向けた取組を実施



大都市圏等への過度な集中を防止

一元相談窓口の整備支援

外国人受入れ環境整備交付金の申請状況（令和元年5月21日時点）

（1次募集）

- ◆整備費 → 37の地方公共団体が申請
- ※3月7日、同月19日、同月20日に交付決定済み
- ◆運営費 → 62の地方公共団体が申請
- ※4月1日に交付決定済み

（2次募集）

- ◆整備費（平成31年4月1日～令和元年6月28日まで公募実施中）
- ◆運営費（平成31年4月1日～令和元年6月28日まで公募実施中）

⇒ 一元相談窓口の充実にに向けた検討

2次募集の申請状況や地方公共団体に対する意向調査結果、地方公共団体における一元相談窓口の設置状況等を踏まえながら、交付対象とする地方公共団体の基準について検討。

制度に関する説明会の実施

- ・ 本年3月29日（金）、東京入国管理局において、在京大使館（34か国が参加）向けに「新たな外国人材の受入れ」に関する説明会を実施。大都市圏と地方の生活費等を比較する英語の資料を配布し、在京大使館を通じた情報発信を依頼。

受入環境調整担当官の配置

- ・ 全国8つの地方出入国在留管理局及び3つの支局に受入環境調整担当官を配置。
- ・ 令和元年5月8日、名古屋局において、受入環境調整担当官協議会を実施（一元相談窓口等への職員の派遣や情報提供等について、各地方出入国在留管理局での取組状況を共有）。
- ・ 各地方出入国在留管理局の受入環境調整担当官においては、本年4月から、地方公共団体との意見交換会を随時実施（一元相談窓口の設置状況、共生社会の実現に向けた課題・懸念等について意見交換）。
- ・ 本年5月、地方公共団体（都道府県）に対して、特定技能制度の運用や受入れ環境整備に関する国への要望事項の調査を実施。

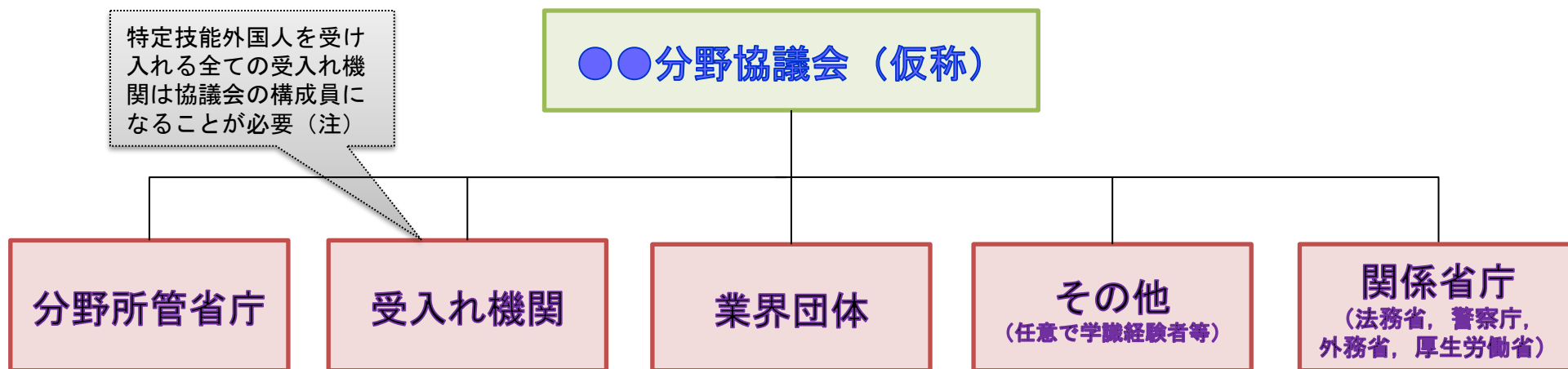
特定技能外国人の引き抜き防止に係る申し合わせ

- ・ 14分野全てにおいて協議会を設立し、そのうち12分野において第1回協議会を開催
- ・ 飲食料品製造業分野においては、平成31年3月29日、協議会において申し合わせを実施。
「特定技能所属機関による外国人労働者の引き抜き防止に係る申し合わせ」（抜粋）
新たな外国人材の受入れ制度を施行することにより、大都市圏等特定地域に外国人が過度に集中することや大企業への偏在が生じることが強く懸念されている。特に、飲食料品製造業分野においては、技能実習2号対象職種（水産加工、食肉加工、惣菜製造等）とそうでない職種が混在し、受入れ機関の間で無秩序な外国人労働者の引き抜きが行われれば、業界内の雇用秩序を乱すとともに、大都市への過度な集中を助長する可能性がある。
こうした点を踏まえ、大都市圏等特定地域に外国人が過度に集中することを予防する観点から、他地域で雇用されている外国人労働者を積極的に引き抜き雇用することを自粛することを申し合わせる。

ポイント

- 制度の適切な運用を図るため、特定産業分野ごとに分野所管省庁が協議会を設置する。
- 協議会においては、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度や情報の周知、法令遵守の啓発、地域ごとの人手不足の状況を把握しての必要な対応等を行う。

イメージ



活動内容

- 特定技能外国人の受入に係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- 人手不足状況、受入れ状況等を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（特定地域への過度な集中が認められる場合の構成員に対する必要な要請等を含む）
- 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報・課題等の共有・協議等 等

（注）建設分野においては、受入れ機関は建設業者団体が共同で設置する法人に所属することが求められ、当該法人が協議会構成員となる。

	分野	協議会の名称	協議会設置日	第1回協議会開催日
厚労省	介護	介護分野における特定技能協議会	平成31年 3月29日	平成31年 3月29日
	ビルクリーニング	ビルクリーニング分野 特定技能協議会	平成31年 4月23日	平成31年 4月23日
経産省	素形材産業	製造業特定技能外国人材 受入れ協議・連絡会	平成31年 3月26日	平成31年 3月26日
	産業機械製造業			
	電気・電子情報関連産業			
国交省	建設	建設分野特定技能協議会	平成31年 3月29日	令和元年 6月(予定)
	造船・船用工業	造船・船用工業分野特定技能協議会	平成31年 3月29日	平成31年 3月29日
	自動車整備	自動車整備分野特定技能協議会	平成31年 3月29日	令和元年 6月(予定)
	航空	航空分野特定技能協議会	平成31年 3月29日	平成31年 4月15日
	宿泊	宿泊分野特定技能協議会	平成31年 4月 1日	平成31年 4月 1日
農水省	農業	農業特定技能協議会	平成31年 3月27日	平成31年 3月27日
	漁業	漁業特定技能協議会	平成31年 3月27日	平成31年 3月27日
	飲食料品製造業	食品産業特定技能協議会	平成31年 3月29日	平成31年 3月29日
	外食業			

ホームページ

○ これまでの状況

- ・ 平成30年12月、法務省ホームページに新しい外国人材の受入れに関する特設ページを開設（逐次更新中）
〔改正法、基本方針、分野別方針、問合せ先、説明会資料、各種申請書、Q & A、リーフレット、特定技能運用要領・様式等、申請手続、試験の方針・実施要領、登録支援機関登録簿を順次掲載済〕
- ・ 外務省において、対外国人材用に同省ホームページに広報用動画を含む情報を掲載済
- ・ 同省ホームページにおいて、下記制度説明用リーフレット（英語版、ベトナム語版）を展開済

リーフレット

○ これまでの状況

- ・ 対象者別（対外国人材用、対受入れ機関用、対登録支援機関用）のリーフレットを作成し、法務省ホームページに掲載済
- ・ 上記リーフレットを分野所管行政機関、47都道府県、地方支分部局に配付済
- ・ 外務省において、制度説明用リーフレット（英語版、ベトナム語版）を作成。在外公館に送付済

地方説明会等

○ 実施状況

- ・ 平成31年2月6日の鳥取県を皮切りに、平成30年度内に全国47都道府県において実施済
（参加者数計：約1万6000人）
- ・ 分野所管行政機関（厚労省、経産省、国交省、農水省）においても、14の特定産業分野ごとの説明会を適宜実施
- ・ 3月29日（金）在京外国大使館（34カ国）向けに制度説明会を実施済
（開催後、出席国大使館あて順次データ資料を送付し本国への周知を呼びかけ）